

## 【21解 説】

本文書は、享和四年（一八〇四）三月に吾妻郡東峯須川村（現、利根郡みなかみ町）の名主作右衛門と組頭・惣百姓が連名で支配領主へ提出した村入用夫銭帳の控えである。一般に村入用帳は、まず支配役所の証印（継ぎ目印）を受けた白紙の帳簿二冊に一年間で支出した村の諸経費を記入し、それを村内の惣百姓の承認を得たうえで再び支配役所へ提出することになっていた。

しかも右文書の表紙には「去亥年中」とあることから、ここに記載されている諸経費は前年の享和三年分のものであることがわかる。

東峯須川村は江戸時代初め、沼田藩真田氏の所領であったが、真田氏の改易後は幕府領となつた。さらに寛延二年（一七四九）以降、旗本伊丹氏の知行地に組み込まれたことから、本村は幕府代官と旗本伊丹氏の相給（あいきゆう）支配の村であり、本文書には地頭所役人として布施・山内・嶋田の三名が奥印していることから旗本伊丹氏分の村入用帳と思われる。また記載内容をみると、享和三年の諸経費の総額は金一両三分と銭八五貫七三八文であり、これを惣百姓の持ち高割で負担したことがわかる。